

5 市町村共通新型コロナウイルス感染症対応Q&A(第一報)4/28

1. 通所事業所(就労移行支援、就労継続支援A・B型)

問1 在宅就労に切り替えた際の報酬の対象となる代替サービスとはどのようなサービスか？

(答) 利用者の障害特性に応じた生産活動、その他活動の機会を可能な限り提供することや利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援などが考えられます。

具体的には、生活リズムの維持・管理のために利用者にあわせた生活記録、体調チェック表の作成支援、在宅活動内容(掃除や洗濯、簡易な運動など)のアドバイス支援、就労に必要な知識や能力向上のためには在宅でできる作業課題(パソコン、自宅でできる軽作業など)、学習課題(漢字や計算ドリル、ビジネスマナーの知識など)の提供など。

- ① 在宅でのサービス提供を行う事業所は、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」(別紙1)を市町村担当課へ提出してください。
- ② 1日朝・夕2回の電話連絡にて、健康状態や在宅就労に関する助言・相談支援を行い、日報等(任意様式)を作成してください。
- ③ 事業所職員による短時間の訪問又は利用者による通所、電話等により評価(任意様式)を1週間につき1回は行ってください。
- ④ 月毎に「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書」(別紙2)を各市町村担当課へ提出してください。

問2 利用者の体調面を考慮し現在は通常のサービスを継続中だが、今後の感染拡大の状況によっては在宅就労、時間短縮等に切り替えたい。時間短縮にて支援した場合の請求はどうすればよいのか？

(答) 体調面を考慮する事、感染拡大を防止する事、双方において重要となりますが、通常と異なるサービスに切り替えた際は事業所の所在地市町村に連絡し、「新型コロナウイルス感染症による障害福祉サービス等事業所の臨時休業の実施状況報告」を提出して下さい。

代替サービスの提供をした場合でも臨時休業の扱いになりますが、時間短縮での支援においても通常と同じ請求をしてください。

問3 在宅就労の際、電話以外の方法で連絡を取ってもよいのか？

(答) 電話での連絡を必須とします。連絡が取れない場合請求の対象とならない為、利用者には朝・夕2回電話が来ることを周知・徹底してください。

問4 請求の対象となる日数は支給決定日数で請求できるのか？

(答) 当該月から8日を引いた日数で支給決定をしていますが、既存の個別支援計画に沿っ

た請求をしていただきます。1日の利用定員を超えた請求はできません。各市町村で直近の6ヶ月の請求と照らし合わせる作業をいたしますが、「新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書」(別紙2)に個別支援計画を添付して提出をお願いします。個別支援計画は初月提出をしていただき、2回目以降は変更が生じた場合、随時提供してください。

問5 週1回以上の訪問の際、利用者の自宅に行くことで送迎加算を請求できるか？

(答) 送迎の要件を満たさないため請求は不可。

問6 事業所内にて作った弁当を訪問し、受給者に届けた場合食事提供加算の対象となるか？

(答) 基本的に事業所内で提供することが前提のサービスだが、やむを得ない場合の取り扱いとして請求可能。衛生面に細心の注意が必要なことから食事提供に至るまでの方法は、クックチル(冷却保存)、クックフリーズ(急速凍結)、真空調理(真空パック)、クックサーブ(温かいまま、冷たいまま)での提供に限ります。クックサーブの場合は自宅までの衛生管理に不安があるため、平成5年2月15日厚労省通知に基づき、中心温度が65℃以上に保たれ、調理終了後から喫食までの時間が2時間を超えない場合とします。また、事業所において経緯を記録に残してください。訪問途中で弁当や総菜等を購入し届けた場合は請求の対象外。

問7 代替サービスの一環として、感染の疑いのない職員(有資格者、無資格者)が利用者宅を訪問し食事提供(弁当等)や居宅介護等の支援を行ってもよいのか？

(答) やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった場合、当該資格のない者であっても市町村が認めるものであれば可。有資格者の支援であっても支給決定のないサービスにあたる場合は相談支援事業所、各市町村と協議してください。また、就労系のサービスのみで区分がない利用者に対し居宅介護等のサービスを利用したい場合も、相談支援事業所、各市町村へ相談してください。食事提供(弁当等)に関しては問6の取り扱いと同様。

2. 通所事業所(生活介護)

問1 午前中のみ開所して支援した場合でも1日単位として請求は可能か？

(答) 午前中のみ支援であっても1日単位の請求をしてください。また、午前中のみ支援であっても入浴・昼食などご家族や利用者の意向がある際はできるだけ対応いただくようお願いいたします。

問2 通所を控えている利用者の自宅に訪問し入浴等の支援を行った場合も1日の単位として請求可能か？

(答) 利用者が居宅での支援を希望し、居宅にてできる限りの支援を行った場合は請求可能。

3. 通所事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)

問1 学校の休校に伴い職員の確保ができず、時間短縮にて支援した場合も休日対応として請求可能か？また、法人内で職員が別事業所に勤務しても問題ないか？

(答) 職員の確保ができない等の理由により時間短縮にて支援した場合でも休日対応として請求可能。時間短縮であっても休業扱いとなるため、事業所の所在地市町村に連絡し「新型コロナウイルス感染症による障害福祉サービス等事業所の臨時休業の実施状況報告」を提出してください。また、職員が別事業所に勤務して体制が変わる際は、大島支庁に連絡し届出を提出してください。緊急の場合、事後的に行うことを認めています。※注3

問2 保護者から当分通所を控えたいと連絡があるが、自宅への訪問や電話等で健康状態の確認を実施することで請求は可能か？

(答) 請求可能。通常と異なるサービスに変更する際は「障害児通所支援の臨時的在宅支援に関する届出書」を各市町村に提出してください。支援方法に関しては注2・注3による(具体的なサービス内容の例)等を参考にしてください。

- ・ 自宅で問題が生じてないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

また、自宅へは保護者が希望した場合にのみ訪問し、長時間(15分以上)の滞在を避けるため事前にどのような困り事があるかを聞き取りし助言ができるよう工夫してください。

4. 訪問系サービス事業所(居宅介護事業所等)

問1 居宅支援事業所職員でコロナウイルス感染が確認された場合利用者への支援はどのように対応すればよいか？

(答) 基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましいが、※注1の間8のとおり、やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった場合において、当該資格のない者であっても市町村が認めるものであれば可、となっているため、居宅支援事業所全体で支援体制を整えることを検討していただきたい。

また、職員でコロナウイルス感染が確認された場合を想定し、あらかじめ次の取り組みを検討し即座に対応できるような体制の構築をお願いします。

基本的に利用者の障害特性等を理解したヘルパーが支援を行っていると考えますが、他のヘルパーの支援でも差し支えないと思われる利用者を選定しておくことで、円滑なヘルパー配置調整ができると考えられます。

また、濃厚接触者をできるだけ最小限・限定的にするため、ヘルパーの大まかなグループ分けや、2 名体制にて支援する際にはベテランヘルパーと経験の浅いヘルパーのペアにする等、事業所にて経験あるベテランヘルパーが皆無の状況にならないよう、シフト調整を行ってください。

支援終了後の報告書等がある場合も週毎にまとめて提出し、可能な限り事務所内に長く滞在しない、また職員間での接触をできるだけ最小限にとどめる取り組みをおこなってください。

5. 相談支援事業所

問1 居宅支援事業所職員でコロナウイルス感染が確認された場合利用者への支援はどのように対応すればよいか？

(答) 例えば、自分で買い物に行くことは可能だが健康管理を含め家事援助をしている利用者には、短期間のみ週 3 日の利用を週 1 日で対応し、ほぼ寝たきりに近いまたは、視覚障害等の利用者へは通常通り支援する等、あらゆる事態に即座に対応できるよう各利用者の障害特性を考慮し、今後の為シミュレーションをしてください。また、家族等によるインフォーマルサービスにて支援ができないかもあわせて検討してください。

6. 施設入所事業所

問1 感染を防ぐため施設に入所している方に外出の制限をしていて、施設外の通所事業所に通所できない場合、施設内にて通所事業所と同等の支援をした場合に請求の対象となるか？

(答) 同等のサービス提供であれば請求可能。支給決定を行う市町村に事前に確認し、施設において経緯を記録に残すこと。また、家族にも自粛の期間事業所変更してもいいか必ず確認し、相談支援事業所にも連絡をしてください。支援した期間において遡及して請求して構いません。県障害福祉課からの回答を含むため各離島からの施設入所者も同様の対応でいいと考えますが、あくまでも本 Q & A は奄美本島 5 市町村統一の見解になりますので、各支給決定市町村へ確認してください。

7. その他

問1 PCR 受検者(感染疑い者)の情報を受け、その方と接触した場合の利用者対応について結果が出るまでの間は、感染者と考えて感染者が疑われる方の対応をする。同様に PCR 検査受検者との接触があった場合は濃厚接触者と考え対応し、利用者に対しては休んでいただくことを説明・対応する事としているが、行政及び関係機関の対応を確認したい。

(答) 濃厚接触者の定義が 4 月 20 日に変更になりましたが、感染拡大を予防する観点から国の通知以下の対応でなければ問題ないと思います。

問 2 現在は 5 月 6 日まで休業対応を予定しているが、学校の休校含め 7 日以降どのような対応を取る予定か？

(答) G/W前には知事から 7 日以降の対応について発表があるかと思うが、学校の休業等は各自治体の教育委員会が判断するため、現在休業対応にて支援している事業所には対応が分かり次第連絡をします。また、30 日に 5 市町村担当職員にて会議予定しており、様々な変更点や重要な事項に関しては、メール等にて連絡をいたします。

・本 Q & A は基幹相談支援センター、各市町村に寄せられた質問をもとに作成しております。5 月 10 日に請求の対象となる件や、その他の疑問に関して更に質問がある場合は基幹相談支援センターへアンケート調査票をメールするか、各市町村にお問い合わせください。その際は第二報の作成を予定しています。また、新型コロナウイルス感染や疑いのある方の対応については注 4 等をご覧ください。感染に関する対応は市町村では指示することができない為、保健所を通して対応してください。

・5 市町村で共通の対応となり、協議や質問内容によっては県に問い合わせる事もあるため、回答に時間がかかる事も考えられますのでご了承ください。

※注 1【新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 4 報)】令和 2 年 4 月 9 日

※注 2【新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について】令和 2 年 4 月 2 日

※注 3【新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等サービスに係る Q & A について】令和 2 年 3 月 24 日・4 月 13 日追加版

※注 4 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その 2)